

## 風しんに関する追加的対策の実施に係る財政措置等を求める緊急要望

今般の風しんの発生状況を踏まえ、風しんの感染拡大防止のため速やかに対応することが国民生活の安心にとって極めて重要であるとし、平成30年12月13日付で、国から「風しんに関する追加的対策骨子」が示された。

この追加的対策においては、これまで予防接種法に基づく定期接種を受ける機会がなく、抗体保有率が他の世代に比べて低い、昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性を予防接種法に基づく定期接種の対象とし、3年間、全国で原則無料で定期接種を実施すること、ワクチンの効率的な活用のため、まずは抗体検査を受けていただくこととされた。

しかしながら、市区町村の費用負担については、「風しん対策に係る自治体との意見交換会」（平成30年12月17日、厚生労働省講堂）及びその後の「風しんQ&A」において、抗体検査については、国1/2、市区町村1/2、定期接種については、費用の9/10を普通交付税で手当てすることが示されている。

風しんに関する追加的対策は、風しんの感染拡大を終息させることを目指し、期間を限定し緊急的に追加された対策であり、実施主体となる市区町村が住民の風しんの感染予防とまん延防止を着実にすすめるためには、確実な財源の保障及び実施体制の整備がなされなければ、円滑な施行は困難である。

よって、国は、次の事項について特段の措置を講じるよう強く要望する。

### 記

- 1 風しんに関する追加的対策については、市区町村に財政負担が生じることがないよう、国の責任において必要な財源を確保すること。  
また、抗体検査についても、今回の予防接種実施に至る経緯に鑑み、本体と同様の財政措置を講じること。
- 2 事務負担の増加に伴う人件費やシステム改修経費をはじめ、円滑な事務処理に必要な経費に対しても同様の財政措置を講じること。
- 3 居住地のみならず居住地以外の医療機関等においても、抗体検査及び予防接種を受けることができる全国規模の広域性を持った内容であることから、抗体検査同様、予防接種に係る標準単価の設定の他、休日・夜間における実施体制の整備等、国の責任において実施体制の整備を行うこと。
- 4 国は、地方自治体及び関係機関が、対象者に対して新制度を確実に周知でき、混乱なく円滑に業務を運営するために必要な作業に着手できるよう、具体的な取扱を示すこと。

令和元年5月29日

中核市市長会